

# 印鑑

日本では、公式な書類（契約書など）には、名前の署名の後に印鑑（はんこ）を捺印します。これは昔からの日本の習慣で、今でも、日本社会では重要なものです。印鑑とは、堅い木や石に、名前を逆に彫りつけ、これに朱肉（印肉）をつけて契約書などに記録するための道具で、外国の「サイン」と同じように使います。日本での生活では、印鑑を使う機会が多いので、印鑑の専門店や、頼んで作るとよいでしょう。また、市役所などに公に登録した印鑑を「実印」といい、重要な契約書などに捺印すると同時に、その印鑑が実印であるという証明として、市役所などが発行する「印鑑登録証明書」を添付して書類に添えます。これは、土地や家、自動車を買うときなどに必要となります。

## 1 印鑑の実印登録をするには、市役所市民課で手続きをしてください。

(1) 印鑑登録ができるのは、三島市内に住所を定めた15歳以上の人で、外国人登録をしている人です。

(2) 登録できる印鑑は1人1個。外国人登録をした氏名や名字、名前だけの印鑑、また、通称名が外国人

登録されていれば、通称名の印鑑でも登録できます。毀損、摩滅している印鑑や、同じ物がどこにでもある印鑑は登録できません。

(3) 登録する印鑑を持参して申請してください。

・ 本人が申請するとき:外国人登録証明書と印鑑を持参してください。即日印鑑登録ができます。

・ 代理人が申請するとき:市民窓口にある「代理人選任届」用紙に本人が直筆で記入押印したものと

登録印鑑および代理人の印を持参して申請してください。後日、本人宅へ「照会書」が郵送で届きます。この照会書に本人が直筆で記入、押印されたら、市民課の窓口はこの照会書、登録印鑑、代理人の印、代理人選任届、印鑑登録する本人と代理人が確認できる書類を持参すると印鑑登録できます。

## 2 印鑑の「登録証明書」の交付を受けるには、印鑑登録が完了すると「印鑑登録証」（カード）が発行されます。

この印鑑登録証を持って、市役所の窓口で交付申請をすれば、本人、代理人を問わず「印鑑証明書」が交付

れます。なお、この際、登録者の住所、氏名、生年月日が正しく記載されているか窓口職員が確認します。

◎問合わせ先 三島市役所市民課(市役所本館1階) 電話983-2603 \* 日本語のできる人を介して下さい。